

レカノテス

(一) 而多同夜杉葉綱島ノ定尾銀業社ノ促業部ニ概シ二十八  
 ケ条ノ要求ノ条件ニ付テ協議ヲ致シテ之ヲ其條件中  
 同盟會ノ役員ヲ定尾ニ能ケル銀業ノ代表務矣トシテ承認  
 セタトシテ事カアルノ事ニ同盟會ノ役員ハ二三個人ト能知  
 るツカズレバ此ヲ定尾ニ能ケル一系ノ銀業ノ代表ト認ムル  
 出来ヌト申シマシク丈レカ其條件中ノ債銀値上ニ固  
 ル事カアツテ之ヲ各社ハ本年八月申一既ノ債銀値上ノ  
 実行レ居ルノ事ナリト申シテ不の地ナリト申シマシク其  
 他ノ要求條件ノ付テハ調査研究ニ要スルモノアルヲ以テ  
 直クニ実行ノ出来ルハ実行スルモノ之ヲ即刻実行スル事  
 ハ出来ヌ、只會社ノ専務同盟會役員ノ整理トシテ付テ之

ノトシテ之ヲ致シマシク

(三) 然レ杉葉綱島ハ各員カ氣ヲ用テ何カ月終日トシテ  
 ナリトシテレノ事ヲ新ニ思ハシテ産ケル各員ヲ連レテ來テ是レトシ  
 フタリ聖九月ハ杉葉綱島ハ四百名ノ各員ヲ連レテ來  
 杉木部部長ト共ニ銀業社ニテ各員ノ意見ヲサシテ  
 見テ社中ニ野望ニ思ヒテノカアルトカ役員ニ良クナリ  
 居ルトカ敬務制度ヲ定メテ是レトカテ居ルモノカアリマシクガ  
 新ニ役員ノ敬務制度ニ思ヒモノカアツタトテ制度其者ヲ定メ  
 下ト出来タリトシテ之ヲ尚要求條件ニ付テ會社ニテ十分  
 調査研究スルモノ一也即時要求ノ認處ヲサシテトシテ出来  
 トシテ事情ヲ得ルモノ也會員モ新ノ意思ヲ得トシカノ事アリ  
 (四) 尚申上テマカ其間ニ杉葉綱島ニ付テ更ニ二十八條ノ以外ニ

附録